

# 劇団からつかぜ規約

## 第一章 総則

### 第一条

劇団からつかぜは、海州地域を拠点として、勤労人民の立場、観望、方法によつての文化事業のリアリズム演劇を志向し、そつう演劇の創造と普及によつて、日本演劇の民族的、民主的發展をつくり出し、勤労人民の文化の向上を目的とする芸術創造団体であり、同時に演劇運動団体である。したがつて、民主的文化団体との連帯を密にすると共に、東日本リアリズム演劇会議、西日本リアリズム演劇会議に結集する全国の仲間と連帯する。

### 第二条

その目的を實現するためには、緊密で生き生きとした演劇アンソニアルを生まねばならない。そのために、全劇団員は、自分を変え、仲間を変え、現状を変え、新しい喜びをたらしめ、環境変革の課題に主体的、創造的に取り組まねばならない。

### 第三条

緊密で生き生きしたアンソニアルを基礎とした演劇の創造と普及の展開のためには、單長制的な組織、構成、運営を全般に亘つて実践しなげなければならない。

## 第二章 構成

### 第四条

劇団は劇団員、劇生をもつて構成される。

### 第五条

劇団員資格

(1) 劇団の規約、目的を認め、劇団教育の事業を経て、懇談会を経て承認された者は

創国員となることとなる。

(2) ただし、創国の規約、目的を認め、運営委員会が決議した、總會で承認した者はその限りではない。

中六条 創国員の権利

- (1) 創国の運営委員を選んだり選ばれるりする権利。
- (2) 創国の諸会議に出席し、発言し、討論を提案することとなる。
- (3) 總會・全体会議における表決権。

中七条 創国員の義務

- (1) 創国の機関で決められたことを実行し、創国の強化・発展につとめる。
- (2) 創国費を規則的に納める。
- (3) 創国員は原則として選挙権に付与しなければならない。
- (4) 創国員は創国の定めるいす以外の選挙権に付与しない。

中八条 創国は創造の向上と前進、善美、進歩の拡大と発展を目的とする。

中三章 組織・運営

中九条 創国は次の機関を置く。

- (1) 總會
- (2) 全体会議
- (3) 運営委員会
- (4) 運営委員会事務局(書記局)
- (5) 創造委員会
- (6) 普及部
- (7) 事務局
- (8) 班
- (9) 会計監査

第十九条

別団は、規約第十九条各項にかかづけられ、以外に別団が世帯とする組織を、監督委員会の決定によりおこなうことができる。

第二十条 総会

- (1) 総会は別団の最高決議機関である。
- (2) 定期総会は年一回開かれる。
- (3) 総会は別団員の三分以上の出席、委任状によりて成立する。
- (4) 総会の決議は出席者の三分以上による。
- (5) 総会の運営及び議事書の作成は運営委員会がこれにあたる。
- (6) 総会は運営委員会の名によりて招集される。
- (7) 総会は次のような内容を審議し、討議し、決定する。
  - 総会から総会までの務務
  - 今後の方針の決定
  - 規約の改廃
  - 役員の変更
  - 入団・退団の確認
  - その他の重要議題
- (8) 臨時総会は運営委員会が世帯と認められたり、又は別団員の半数以上の賛成が得た場合、十五日以内、

向かなければならない。

才十二条 全体会議

(1) 全体会議は總會に次ぐ期間の決議機関である。

(2) 全体会議は公債発行の前後、及び公債の償還の時期、又は特別費の過半数の要求があった場合に(十五日以内)向かなければならない。

(3) 全体会議は總會に準じておこなわれ、ただし特別費の過半数の出席・委任状により。

(4) 全体会議は次のような内容の決議を行うことができる。

・ 公債方針

・ レポートリール決定

・ 公債統括

・ その他重要決議

才十三条 運営委員会

(1) 運営委員会は總會によって任命された運営委員により組織され、任期は總會から總會までの期間とする。

(2) 運営委員会は總會・全体会議の決定に基く執行機関であり、同時に總會・全体会議に次ぐ期間の意思決定の機関である。



## 第四章 財政

第二十四條 利団の諸経費は利団積・公済収入・事業収入・カンパ等であらう。

第二十五條 利団積は原則として二〇〇円十収入（年取）の二・五パーセントとする。

第二十六條 財政活動は定期的に運営委員会に報告され確認をうけ、総会で承認されなければならない。

第二十七條 財政は会計監査のとりとめを記して監査をうけなければならない。

## 第五章 退団・休団・資格喪失

### 第二十八條 退団

(1) 利団員は自由に退団できる。

(2) 利団員が退団する場合は、一週間以前に所定の用紙へ必要事項を記入し事務局へ提出しなければならない。

(3) 退団は運営委員会の確認を必要とし、総会で決議される。

(4) 期生の退団は期生自治会で確認し、利団運営委員会に決定される。

### 第二十九條 休団

(1) この条項において休団とは一ヶ月以上利団のけいこ会議等に出席できないことをいう。

(2) 利団員は出産・疾病・勤務の都合その他により休団する場合は原則として一週間以前に所定の用紙に必要事項を記入のうえ事務局に提出しなければならない。

(3) 利団員が休団中けいこ会議等に出席する場合は自由とする。

(4) 休団は運営委員会の確認を必要とする。

(5) 休団中は基本回費(二〇〇円)を納入する義務を負う。ただし休団期間が6ヶ月を越えるものは一率に二〇〇×6ヶ月分とする。納入方法は休団があけてから財政に支払う。

### 沖三十一條 資格喪失

(1) 規約沖二十八條(3)(4)項によつて退団を認められたもの。

(2) 規約沖三十條によつて退団を除名されたもの。

(3) 正当な理由なく三ヶ月以上回費を納めず、又は退団のけいこ、諸会議に出席せず、資格喪失を警告せられ、運営委員会で資格喪失を決議され、総会で確認されたもの。なおその間の回費は納入の義務を負う。

## 沖六章 処分

沖三十一條 退団の目的と規約にそむき、退団を破壊する行爲を行つた退団者に対してその行爲に依りて処分がなされる。

沖三十二條 処分は運営委員会が確認し、総会で決議される。

沖三十三條 規約沖三十二條により除名処分を行つた場合は、規約沖十一條(4)項に拘束されず、総会出席者・委任状の3/4以上をもちて決議される。

## 第七章 附則

第三十四条 創園からつかせ事務局を浜松市中島町二回一九番地におく。

第三十五条 創園は創園マークと創園標を定める。

第三十六条 当規約の改定は運営委員会がその案を提起し総会において審議され決議される。

過半数の要請があつた場合も総会は審議し決議しなければならぬ。

ただし創園員の

第三十七条 規約制定 第二回定期総会

改正 第一回定期総会 一九七〇・八・二

改正 第八回定期総会 一九七二・一・二十三

改正 第九回定期総会 一九七三・七・二十九

一九七三年九月

創園からつかせ運営委員会 発行